

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）				旧（2001年）				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品				第42類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品				「手袋」という用語の範囲の明確化
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（第43.03 項及び第43.04 項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものを並びに手袋、ミトン及びミットを除く。） (c) ～ (m) (省 略) 2 (省 略) 3 第42.03 項において衣類及び衣類附属品には、手袋、ミトン及びミット（運動用又は保護用のものを含む。）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革並びに腕輪（時計用のものを除く。第91.13 項参照）を含む。				注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) 毛皮又は人造毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類及び衣類附属品（第43.03 項及び第43.04 項参照。毛皮又は人造毛皮を単にトリミングとして使用したものと及び手袋を除く。） (c) ～ (m) (省 略) 2 (省 略) 3 第42.03 項において衣類及び衣類附属品には、手袋（運動用のものを含む。）、エプロンその他の保護衣類、ズボンつり、ベルト、負い革及び腕輪（時計用のものを除く。第91.13 項参照）を含む。				

2002年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
42.02		旅行用バッグ、 <u>断熱加工された飲食料用バッグ</u> 、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 （ 省 略 ）			42.02		旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器 （ 省 略 ）			項の範囲の明確化

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）				旧（2001年）				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
第43類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品				第43類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品				
注 1（省 略） 2 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（b）（省 略） （c） 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋、 <u>ミトン及びミット</u> （第42.03 項参照） （d）～（f）（省 略） 3～5（省 略）				注 1（省 略） 2 この類には、次の物品を含まない。 （a）～（b）（省 略） （c） 革と毛皮又は革と人造毛皮とから成る手袋（第42.03 項参照） （d）～（f）（省 略） 3～5（省 略）				
								「手袋」という用語の範囲の明確化

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
43.01		原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03 項までの原皮を除く。） （省 略） （削 除） （省 略） （削 除） （削 除） （省 略）			43.01		原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03 項までの原皮を除く。） （省 略） - うさぎのもの（全形のものに限るものとし、 <u>頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。</u> ） （省 略） - ビーバーのもの（全形のものに限るものとし、 <u>頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。</u> ） - マスクラットのもの（全形のものに限るものとし、 <u>頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。</u> ） （省 略）			4301.20 号,40 号 ,50 号を削除
					<u>4301.20</u>	<u>000</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>	
					<u>4301.40</u>	<u>000</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>	
					<u>4301.50</u>	<u>000</u>		<u>NO</u>	<u>KG</u>	
4301.80		- その他の毛皮(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)			4301.80		- その他の毛皮(全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。)			
	<u>010</u>	<u>- - やぎ又はうさぎのもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>		<u>100</u>	<u>- - やぎのもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
	<u>090</u>	<u>- - その他のもの</u> （省 略）	<u>NO</u>	<u>KG</u>		<u>200</u>	<u>- - その他のもの</u> （省 略）	<u>NO</u>	<u>KG</u>	

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
43.02		なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03 項のものを除く。） - 全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） （省 略） （削 除） （省 略）			43.02		なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03 項のものを除く。） - 全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） （省 略）			4302.12 号を削除
4302.19		- - その他のもの			<u>4302.12</u>	<u>000</u>	<u>- - うさぎのもの</u> （省 略）	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
	<u>011</u>	<u>- - - 羊、やぎ又はうさぎのもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	4302.19	<u>010</u>	<u>- - - 羊又はやぎのもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
	020	- - - きつねのもの	NO	KG	020	- - - きつねのもの	NO	KG		
	090	- - - その他のもの	NO	KG	090	- - - その他のもの	NO	KG		

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）				旧（2001年）				備考
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
第44類 木材及びその製品並びに木炭				第44類 木材及びその製品並びに木炭				「熱帯産木材」の 範囲を拡大。
号注 1 第4403.41 号から第4403.49 号まで、第4407.24 号から第4407.29 号まで、 第4408.31 号から第4408.39 号まで及び第4412.13 号から第4412.99 号までの 各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。 アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、 アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセ フォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ド ウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロ ンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、 ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライト レッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドゥバ、マホガニー、マコレ、 <u>マ ンディオケイラ</u> 、マンソニア、メン克蘭、メランチバカウ、メラワン、メル バウ、メルパウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチェ、オク メ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、パルダ オ、パリッサンドルグアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、 パリッサンドルロゼ、 <u>パウアマレロ</u> 、パウマーフィム、プライ、プナ、 <u>クアル バ</u> 、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シボ、スクピラ、スレン、 <u>タウア リ</u> 、チーク、ティアマ、トラ、パイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ 、ホワイトセラヤ、イエローメランチ				号注 1 第4403.41 号から第4403.49 号まで、第4407.24 号から第4407.29 号まで、 第4408.31 号から第4408.39 号まで及び第4412.13 号から第4412.99 号までの 各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。 アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、 アニングレ、アボジラ、アゾベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセ フォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ド ウシェ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロ ンバ、インブイア、イペ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、 ジョンコン、カプール、ケンパス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライト レッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドゥバ、マホガニー、マコレ、マ ンソニア、メン克蘭、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルパウ、メ ルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチェ、オクメ、オンザビリ、オ レイ、オバンコル、オジゴ、パドック（かりん）、パルダオ、パリッサンドル グアテマラ、パリッサンドルパラ、パリッサンドルリオ、パリッサンドルロゼ 、パウマーフィム、プライ、プナ、ラミン、サペリ、サキサキ、セプター、シ ボ、スクピラ、スレン、チーク、ティアマ、トラ、パイロラ、ホワイトラワン 、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ				

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
44.03	4403.49	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）		C M	44.03	4403.49	木材（粗のものに限るものとし、皮又は辺材をはいであるかないか又は粗く角にしてあるかないかを問わない。）		C M	4403.49-400,500 を-600に統合
		（ 省 略 ）					（ 省 略 ）			
		- - その他のもの					- - その他のもの			
		（ 省 略 ）					（ 省 略 ）			
		（ 削 除 ）					400 - - - ティアマ、アンソニア、イロンバ、ジベツ			
	600	（ 削 除 ）			500 - - - パドック（かりん）				C M	
		- - - その他のもの		600 - - - その他のもの			C M			
44.07		木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが 6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）	44.07	C M	44.07	4407.29	木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが 6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）		C M	項で許容される加工範囲の明確化
		（ 省 略 ）					（ 省 略 ）			
		- - その他のもの					- - その他のもの			
	（ 省 略 ）				（ 省 略 ）					
	（ 削 除 ）				230 - - - - パドック（かりん）					
	290	- - - - その他のもの		290 - - - - その他のもの				C M	4407.29-230 を削除	
								C M		
		（ 省 略 ）		（ 省 略 ）						

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
44.08		<u>化粧ばり用単板（積層木材を平削りすることにより得られるものを含む。）、合板用単板、これらに類する積層木材用単板及びその他の縦にひき、平削りし又は丸はぎした木材（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし、はぎ合わせをし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）</u>			44.08		<u>薄板及び合板用単板（はぎ合わせをしてあるかないかを問わない。）並びにその他の木材（縦にひき、平削りし又は丸はぎしたものに限る。）（厚さが6ミリメートル以下のものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。）</u>			単板の分類の明確化 <

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
4408.31		（前葉より） - 熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。） のもの			4408.31		（前葉より） - 熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。） のもの			4408.31-110,190 を新設
		- - ダークレッドメランチ、ライトレッドメラン チ及びメランチバカウ					- - ダークレッドメランチ、ライトレッドメラン チ及びメランチバカウ			
		- - - 積層木材を平削りすることにより得られる もの					（新 設）			
	110	- - - - 集成材	S M	K G			（新 設）			
	190	- - - - その他のもの	S M	K G			（新 設）			
		- - - - その他のもの					（新 設）			
	210	- - - - 合板用単板	S M	K G	010	- - - 合板用単板	S M	K G		
	290	- - - - その他のもの	S M	K G	090	- - - その他のもの	S M	K G		
		（次葉へ）					（次葉へ）			

2002 年 輸入統計品目表改正

新 (2 0 0 2 年)					旧 (2 0 0 1 年)					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
4408.39		(前葉より)			4408.39		(前葉より)			4408.39-100 を -110,120,190に 分割
		- - その他のもの					- - その他のもの			
		- - - パドック (かりん) のもの				100	- - - パドック (かりん) のもの	S M	K G	
		- - - - 積層木材を平削りすることにより得られ るもの					(新 設)			
	110	- - - - 集成材	S M	K G			(新 設)			
	120	- - - - その他のもの	S M	K G			(新 設)			
	190	- - - - その他のもの	S M	K G			(新 設)			
	200	- - - ジェルトンのもの (長さが20センチメート ル以下で、幅が8センチメートル以下のも のに限る。)	S M	K G			- - - ジェルトンのもの (長さが20センチメート ル以下で、幅が8センチメートル以下のも のに限る。) 及びチークのもの			
		- - - チークのもの				210	- - - - ジェルトンのもの	S M	K G	
		- - - - 積層木材を平削りすることにより得られ るもの				220	- - - - チークのもの	S M	K G	
							(新 設)			
	510	- - - - 集成材	S M	K G			(新 設)			
	520	- - - - その他のもの	S M	K G			(新 設)			
590	- - - - その他のもの	S M	K G		(新 設)					
(次葉へ)					(次葉へ)					4408.39-220 を -310,320,390に 分割

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
		（前葉より）					（前葉より）			4408.39-410,420 を新設
		<u>- - - その他のもの</u>					<u>- - - その他のもの</u>			
		<u>- - - - 積層木材を平削りすることにより得られ</u>					（新 設）			
		<u>るもの</u>					（新 設）			
		<u>410 - - - - 集成材</u>	<u>S M</u>	<u>K G</u>			（新 設）			
		<u>420 - - - - - その他のもの</u>	<u>S M</u>	<u>K G</u>			（新 設）			
		<u>- - - - - その他のもの</u>					（新 設）			
		<u>910 - - - - - 合板用単板</u>	<u>S M</u>	<u>K G</u>			<u>310 - - - - 合板用単板</u>	<u>S M</u>	<u>K G</u>	
		<u>990 - - - - - その他のもの</u>	<u>S M</u>	<u>K G</u>			<u>390 - - - - その他のもの</u>	<u>S M</u>	<u>K G</u>	
				（次葉へ）						

2002年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
4408.90		(前葉より)			4408.90	100	(前葉より)			4408.90-100 を -110,120,190, 510,520 に分割
		- その他のもの					- その他のもの			
		- - つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくた んのもの					- - つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくた んのもの			
		- - - 積層木材を平削りすることにより得られる もの					(新 設)			
		- - - 集成材	S M	K G			(新 設)			
		- - - - その他のもの	S M	K G			(新 設)			
		- - - その他のもの	S M	K G						
		- - その他のもの					- - その他のもの			
		- - - 積層木材を平削りすることにより得られる もの					(新 設)			
		- - - 集成材	S M	K G			(新 設)			
		- - - - その他のもの	S M	K G			(新 設)			
		- - - - その他のもの								
510	- - - 集成材	S M	K G							
520	- - - - その他のもの	S M	K G							
	- - - - その他のもの									
610	- - - - 合板用単板	S M	K G	410	- - - 合板用単板	S M	K G			
690	- - - - その他のもの	S M	K G	490	- - - その他のもの	S M	K G			
44.09		さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） (省 略)			44.09		さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又はフィンガージョイントしたものであるかないかを問わない。） (省 略)			「縁」という用語の範囲の明確化

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
44.10		<u>パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）</u>			44.10		<u>パーティクルボードその他これに類するボード（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）</u>			4410.11 号を 21号,29 号に分割
		<u>- オリエンテッドストランドボード及びウェファーボード（木材のものに限る。）</u>			4410.11		<u>- - ウェファーボード（オリエンテッドストランドボードを含む。）</u>			
4410.21		<u>- - 加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの</u>			010		<u>- - - 板状のもの</u>	C M	K G	4410.19 号を 31号,32 号, 33号,39 号に分割
	010	<u>- - - 板状のもの</u>	C M	K G	4410.19		<u>- - - その他のもの</u>	C M	K G	
	020	<u>- - - その他のもの</u>	C M	K G	010		<u>- - - 板状のもの</u>	C M	K G	
4410.29		<u>- - その他のもの</u>			020		<u>- - - その他のもの</u>	C M	K G	
	010	<u>- - - 板状のもの</u>	C M	K G	4410.90		<u>- その他の木質の材料のもの</u>			
	020	<u>- - - その他のもの</u>	C M	K G	010		<u>- - 板状のもの</u>	C M	K G	
		<u>- その他のもの（木材のものに限る。）</u>			020		<u>- - その他のもの</u>	C M	K G	
4410.31		<u>- - 加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの</u>								
	010	<u>- - - 板状のもの</u>	C M	K G						
	020	<u>- - - その他のもの</u>	C M	K G						
4410.32		<u>- - メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの</u>								
	010	<u>- - - 板状のもの</u>	C M	K G						
	020	<u>- - - その他のもの</u>	C M	K G						
(次葉へ)										

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
4410.33		（前葉より） - - プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの								
	010	- - - 板状のもの	C M	K G						
	020	- - - その他のもの	C M	K G						
4410.39		- - その他のもの								
	010	- - - 板状のもの	C M	K G						
	020	- - - その他のもの	C M	K G						
4410.90		- その他のもの								
	010	- - 板状のもの	C M	K G						
	020	- - その他のもの	C M	K G						
44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 - 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）			44.12		合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材 - 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）			
4412.13		- - 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの - - - 少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サペリ、パイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリスサンドルバラ、パリスサンドルリオ又はパリスサンドルロゼのもの			4412.13		- - 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの - - - 少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サペリ、パイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリスサンドルバラ、パリスサンドルリオ又はパリスサンドルロゼのもの			
		（次葉へ）					（次葉へ）			

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考				
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位						
		（前葉より）					（前葉より）			厚さ基準の変更				
		<u>-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの</u>									<u>-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの</u>			
		<u>-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの</u>					C M				S M	<u>-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの</u>	C M	S M
		<u>-----その他のもの</u>					C M				S M	<u>-----その他のもの</u>	C M	S M
		<u>-----その他のもの</u>										<u>-----その他のもの</u>		
		<u>-----厚さが6ミリメートル未満のもの</u>										<u>-----厚さが6ミリメートル未満のもの</u>		
		<u>-----厚さが3ミリメートル未満のもの</u>					C M				S M	<u>-----厚さが3ミリメートル未満のもの</u>	C M	S M
		<u>-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの</u>					C M				S M	<u>-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの</u>	C M	S M
		<u>-----その他のもの</u>										<u>-----その他のもの</u>		
		<u>-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの</u>					C M				S M	<u>-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの</u>	C M	S M
		<u>-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの</u>					C M				S M	<u>-----厚さが12ミリメートル以上15ミリメートル未満のもの</u>	C M	S M
		<u>-----厚さが24ミリメートル以上のもの</u>					C M				S M	<u>-----厚さが15ミリメートル以上のもの</u>	C M	S M
		<u>-----その他のもの</u>										<u>-----その他のもの</u>		
		<u>-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの</u>										<u>-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの</u>		
		<u>-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの</u>					C M				S M	<u>-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの</u>	C M	S M
<u>-----その他のもの</u>	C M	S M	<u>-----その他のもの</u>	C M	S M									
		（次葉へ）					（次葉へ）							

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
4412.14		（前葉より）			4412.14		（前葉より）			厚さ基準の変更
		<u>-----その他のもの</u>					<u>-----その他のもの</u>			
		<u>-----厚さが6ミリメートル未満のもの</u>					<u>-----厚さが6ミリメートル未満のもの</u>			
	221	<u>-----厚さが3ミリメートル未満のもの</u>	C M	S M		221	<u>-----厚さが3ミリメートル未満のもの</u>	C M	S M	
	229	<u>-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメ</u>				229	<u>-----厚さが3ミリメートル以上6ミリメ</u>			
		<u>ートル未満のもの</u>	C M	S M			<u>ートル未満のもの</u>	C M	S M	
		<u>-----その他のもの</u>					<u>-----その他のもの</u>			
	231	<u>-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメ</u>				231	<u>-----厚さが6ミリメートル以上12ミリメ</u>			
		<u>ートル未満のもの</u>	C M	S M			<u>ートル未満のもの</u>	C M	S M	
	233	<u>-----厚さが12ミリメートル以上24ミリメ</u>				232	<u>-----厚さが12ミリメートル以上15ミリメ</u>			
		<u>ートル未満のもの</u>	C M	S M			<u>ートル未満のもの</u>	C M	S M	
	240	<u>-----厚さが24ミリメートル以上のもの</u>	C M	S M		239	<u>-----厚さが15ミリメートル以上のもの</u>	C M	S M	
		<u>-----その他のもの（少なくとも一の外面の単板が</u>					<u>-----その他のもの（少なくとも一の外面の単板が</u>			
		<u>針葉樹以外のものに限る。）</u>					<u>針葉樹以外のものに限る。）</u>			
	<u>-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバー</u>				<u>-----ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバー</u>					
	<u>レイその他これらに類する表面加工をした</u>				<u>レイその他これらに類する表面加工をした</u>					
	<u>もの</u>				<u>もの</u>					
011	<u>-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これ</u>			011	<u>-----側面にさねはぎ加工、溝付けその他これ</u>					
	<u>らに類する加工をしたもの</u>	C M	S M		<u>らに類する加工をしたもの</u>	C M	S M			
019	<u>-----その他のもの</u>	C M	S M	019	<u>-----その他のもの</u>	C M	S M			
	<u>-----その他のもの</u>				<u>-----その他のもの</u>					
	（次葉へ）				（次葉へ）					

2002年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
		（前葉より）					（前葉より）			厚さ基準の変更 4412.14-021 を -031,039に分割
		<u> - - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの </u>				021	<u> - - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの </u>	<u>CM</u>	<u>SM</u>	
	031	<u> - - - - - 厚さが3ミリメートル未満のもの </u>	<u>CM</u>	<u>SM</u>						
	039	<u> - - - - - 厚さが3ミリメートル以上6ミリメー</u>								
		<u> トル未満のもの </u>	<u>CM</u>	<u>SM</u>						
		<u> - - - - - その他のもの </u>				022	<u> - - - - その他のもの </u>	<u>CM</u>	<u>SM</u>	
	041	<u> - - - - - 厚さが6ミリメートル以上12ミリメー</u>								
		<u> トル未満のもの </u>	<u>CM</u>	<u>SM</u>						
	042	<u> - - - - - 厚さが12ミリメートル以上24ミリメー</u>							4412.14-022 を -041,042,049に 分割	
		<u> トル未満のもの </u>	<u>CM</u>	<u>SM</u>						
	049	<u> - - - - - 厚さが24ミリメートル以上のもの </u>	<u>CM</u>	<u>SM</u>						

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
46.01		<u>さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）</u> (削 除)			46.01		<u>さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織つた物品（シート状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）</u> <u>- さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）</u> <u>- - ばつかんさなだ</u> <u>- - その他のもの</u> <u>- 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）</u> <u>- - いぐさ製又は七島い製のもの</u> <u>- - その他のもの</u> <u>- - - すだれ（幅が80センチメートル以上のものに限る。）</u> <u>- - - その他のもの</u> (次葉へ)			4601.10 号を削除
4601.20		<u>- 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）</u>			4601.10		<u>- さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わない。）</u>			
	010	<u>- - いぐさ製又は七島い製のもの</u>	S M	K G	010		<u>- - ばつかんさなだ</u>		K G	
	091	<u>- - - すだれ（幅が80センチメートル以上のものに限る。）</u>		K G	020		<u>- - その他のもの</u>		K G	
	099	<u>- - - その他のもの</u>		K G	4601.20		<u>- 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）</u>			
					010		<u>- - いぐさ製又は七島い製のもの</u>	S M	K G	
					091		<u>- - - すだれ（幅が80センチメートル以上のものに限る。）</u>		K G	
					099		<u>- - - その他のもの</u>		K G	
							(次葉へ)			

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
4601.91	100	(前葉より)			4601.91	100	(前葉より)			4601.91-100 から -111,119を新設
		- その他のもの					- その他のもの			
		- - 植物性材料製のもの					- - 植物性材料製のもの			
		- - - むしろ、こも及びアンペラ		K G			- - - むしろ、こも及びアンペラ		K G	
		- - - さなだその他これに類する組物材料から成 る物品（ストリップ状であるかないかを問 わない。）					(新 設)			
		111 - - - - ばつかんさなだ		K G						
		119 - - - - その他のもの		K G						
		- - - その他のもの					- - - その他のもの			
		- - - - いぐさ製又は七島い製のもの					- - - - いぐさ製又は七島い製のもの			
		211 - - - - - 畳表	S M	K G			211 - - - - - 畳表	S M	K G	
219 - - - - - その他のもの	S M	K G	219 - - - - - その他のもの	S M	K G					
290 - - - - - その他のもの		K G	290 - - - - - その他のもの		K G					
4601.99		- - その他のもの			4601.99	000	- - その他のもの		K G	4601.10 号を 91号,99 号に分割
100	- - - さなだその他これに類する組物材料から成 る物品（ストリップ状であるかないかを問 わない。）		K G							
200	- - - その他のもの		K G							

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
47.05					47.05					
4705.00	000	<u>機械的及び化学的パルプ工程の組み合わせにより製造した木材パルプ</u>		MT	4705.00	000	<u>セミケミカル木材パルプ</u>		MT	項の範囲の明確化
47.07		古紙			47.07		古紙			分類変更なし
4707.10		- さらしてないクラフト紙又はクラフト <u>板紙</u> 及びコルゲート加工をした紙又は <u>板紙</u>			4707.10		- さらしてないクラフト紙又はクラフト <u>板紙のもの</u> 及びコルゲート加工をした紙又は <u>板紙のもの</u>			誤謬の訂正
	010	- - 段ボールのもの		MT		010	- - 段ボールのもの		MT	
	090	- - その他のもの		MT		090	- - その他のもの		MT	
4707.20	000	- その他の紙又は <u>板紙</u> （主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）		MT	4707.20	000	- その他の紙又は <u>板紙のもの</u> （主としてさらした化学パルプから製造したものに限るものとし、全体を着色したものを除く。）		MT	
4707.30		- 主として機械パルプから製造した紙又は <u>板紙</u> （例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）			4707.30		- 主として機械パルプから製造した紙又は <u>板紙のもの</u> （例えば、新聞、雑誌その他これらに類する印刷物）			
	010	- - 新聞のもの		MT		010	- - 新聞のもの		MT	
	090	- - その他のもの		MT		090	- - その他のもの		MT	
		（省 略）					（省 略）			

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）				旧（ 2 0 0 1 年 ）				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品				第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品				「紙」の定義の明確化
注				注				
1 この類において「紙」には、文脈により別に解釈される場合を除くほか、<u>板紙（厚さ及び1平方メートルについての重量を問わない。）を含む。</u> 2 （省 略） 3 7の規定が適用される場合を除くほか、第48.01 項から第48.05 項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第48.03 項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含まない。 4 （省 略） 5 第48.02 項において「筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙」及び「せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙」には、主に<u>さらしパルプ又は機械パルプ若しくはケミグランドパルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。</u> 重量が1平方メートルにつき150 グラム以下の紙及び板紙にあつては、 （a） <u>機械パルプとケミグランドパルプを合わせたものの含有量が10%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。</u> 1 ～ 2 （省 略） （b） ～ （e） （省 略） （次葉へ）				（新 設） 1 （省 略） 2 6の規定が適用される場合を除くほか、第48.01 項から第48.05 項までには、カレンダー仕上げ、スーパーカレンダー仕上げ、グレージング仕上げその他これらに類する仕上げ、擬透き入れ又は表面サイジングをした紙及び板紙並びに着色し又は大理石模様を入れた紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（全体を着色したものに限る。）を含む。ただし、第48.03 項に別段の定めがある場合を除くほか、これらの項には、その他の加工をした紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブを含まない。 3 （省 略） 4 第48.02 項には、<u>手すきの紙及び板紙のほか、主にさらしパルプ又は機械パルプから製造した紙及び板紙で、次のいずれかの要件を満たすもののみを含む。</u> 重量が1平方メートルにつき150 グラム以下の紙及び板紙にあつては、 （a） <u>機械パルプの含有量が10%以上であり、かつ、次のいずれかの要件を満たすこと。</u> 1 ～ 2 （省 略） （b） ～ （e） （省 略） （次葉へ）				

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）				旧（2001年）				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
（前葉より） 重量が1平方メートルにつき 150 グラムを超える紙及び板紙にあつては、 （a）～（c）（省 略） <u>6</u>（省 略） <u>7</u>（省 略） （削 除） （次葉へ）				（前葉より） 重量が1平方メートルにつき 150 グラムを超える紙及び板紙にあつては、 （a）～（c）（省 略） <u>5</u>（省 略） <u>6</u>（省 略） <u>7（A）</u> 第48.01 項、第48.02 項、第48.04 項から第48.08 項まで、第48.10 項及び第48.11 項には、紙、板紙、セルローズウォッディング及びセルローズ繊維のウェブのうち次のもののみを含む。 （a） 幅が15センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの （b） 折り畳んでない状態において1辺の長さが36センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの もつとも、手すきの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切つてないもの（大きさ及び形状を問わない。）は、6の規定が適用される場合を除くほか、第48.02 項に属する。 <u>7（B）</u> 第48.03 項及び第48.09 項には、紙、セルローズウォッディング及びセルローズ繊維のウェブのうち次のもののみを含む。 （a） 幅が36センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの （b） 折り畳んでない状態において1辺の長さが36センチメートルを超え、その他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）のシート状のもの （次葉へ）				サイズ基準の撤廃又は緩和

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）				旧（2001年）				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
（前葉より） <u>8 第48.01 項及び第48.03 項から第48.09 項までには、紙、板紙、セルロース</u> <u>ウォッディング及びセルロース繊維のウェブのうち次のもののみを含む。</u> <u>（a） 幅が36センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの</u> <u>（b） 折り畳んでない状態において1 辺の長さが36センチメートルを超え、そ</u> <u>の他の辺の長さが15センチメートルを超える長方形（正方形を含む。）の</u> <u>シート状のもの</u> <u>9</u>（省 略） <u>10</u>（省 略） <u>11</u>（省 略） <u>12</u>（省 略） （次葉へ）				（前葉より） （新 設） <u>8</u>（省 略） <u>9</u>（省 略） <u>10</u>（省 略） <u>11</u>（省 略） （次葉へ）				サイズ基準の撤廃 又は緩和

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）				旧（2001年）				備 考	
統計品目番号	品 名	単 位		統計品	番号	品 名	単 位		
（前葉より） 号注 1～2（省 略） 3 第4805.11号において「段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）」とは、さらしてないセミケミカルパルプ（広葉樹のものに限る。）の含有量が全繊維重量の65%以上であり、かつ、CMT 30（コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後）による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.8 ニュートンを超えるロール状の紙をいう。 4 第4805.12号には、主にセミケミカルパルプ工程により得られたわらパルプから製造した紙であつて、1平方メートルにつき130 グラム以上で、CMT 30（コルゲーテッド中しん試験で30分調湿後）による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において1グラム毎平方メートルにつき1.4 ニュートンを超えるロール状のものを含む。 5 第4805.24号及び第4805.25号には、全部又は大部分を再生パルプから製造した紙及び板紙を含む。テストライナーには、染色した紙又は非再生パルプ（さらしてあるかないかを問わない。）から製造した紙を表面層として有するものも含む。これらの物品は、ミューレン比破裂強さが1グラム毎平方メートルの紙につき2キロパスカル以上であるものをいう。 （次葉へ）				（前葉より） 号注 1～2（省 略） 3 第4805.10号において「段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）」とは、さらしてないセミケミカルパルプ（広葉樹のものに限る。）の含有量が全繊維重量の65%以上であり、かつ、CMT 60（コンコラ中しん試験で60分調湿後）による圧縮強さが相対湿度50%、温度23度において19.6 ニュートンを超えるロール状の紙をいう。 （新 設） （新 設） （次葉へ）				I S Oへの準拠 「わらパルプ製中しん原紙」の定義の明確化 「テストライナー」の定義の明確化	

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号	品 名		単 位		統計品目番号	品 名		単 位		
（前葉より） 6（省 略） 7 第4810.22 号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、片面の塗布量が1平方メートルにつき15グラム以下であり、かつ、総重量が1平方メートルにつき72グラム以下であるものをいう。					（前葉より） 4（省 略） 5 第4810.21 号において「軽量コート紙」とは、両面を塗布した紙であつて、機械木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、片面の塗布量が1平方メートルにつき15グラム以下であり、かつ、総重量が1平方メートルにつき72グラム以下であるものをいう。					号の改番に伴う変更
48.02		筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、第48.01 項又は第48.03 項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙			48.02		筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔カード用紙並びにせん孔テープ用紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、第48.01 項又は第48.03 項の紙を除く。）並びに手すきの紙及び板紙			
4802.10	000	- 手すきの紙及び板紙		K G	4802.10	000	- 手すきの紙及び板紙		K G	
4802.20	000	- 写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙		K G	4802.20	000	- 写真感光紙、感熱紙又は感電子紙の原紙に使用する種類の紙及び板紙		K G	
4802.30	000	- カーボン原紙		K G	4802.30	000	- カーボン原紙		K G	
4802.40	000	- 壁紙原紙		K G	4802.40	000	- 壁紙原紙		K G	
		- その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%以下のものに限る。）					- その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の10%以下のものに限る。）			
4802.54	000	- - 重量が1平方メートルにつき40グラム未満のもの		K G	4802.51	000	- - 重量が1平方メートルにつき40グラム未満のもの		K G	
（次葉へ）					（次葉へ）					「グラフィック用に供する紙」に係る定義の範囲の拡大及び「ロール状又はシート状の紙」に係るサイズの数値基準の撤廃に伴う品目表の再構成 4802.51 号を54号,61 号,62号,69 号に分割

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
4802.55	000	（前葉より） - - 重量が1平方メートルにつき40グラム以上 150 グラム以下のもの（ロール状のものに限 る。）		K G	4802.52	000	（前葉より） - - 重量が1平方メートルにつき40グラム以上 150 グラム以下のもの		K G	4802.52 号を 55号,56 号, 57号, 61号, 62号,69 号に分割
4802.56	000	- - 重量が1平方メートルにつき40グラム以上 150 グラム以下のもの（折り畳んでない状態 において1辺の長さが435 ミリメートル以下 で、その他の辺の長さが297 ミリメートル以 下のシート状のものに限る。）		K G	4802.53	000	- - 重量が1平方メートルにつき150 グラムを超 えるもの		K G	
4802.57	000	- - その他のもの（重量が1平方メートルにつき 40グラム以上150 グラム以下のものに限 る。）		K G	4802.60		- その他の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全 繊維重量の10%を超えるものに限る。）		K G	4802.60 号を 61号,62 号, 69号に分割
4802.58	000	- - 重量が1平方メートルにつき150 グラムを超 えるもの - その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグラン ドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量 の10%を超えるものに限る。）		K G		010	- - 機械パルプの含有量が全繊維重量の65%以上 で、重量が一平方メートルにつき30グラムを 超え58グラム以下であり、かつ、幅が80セン チメートルを超えるロール状のもの		K G	
4802.61	000	- - ロール状のもの		K G		020	- - その他のもの		K G	
4802.62	000	- - 折り畳んでない状態において1辺の長さが 435 ミリメートル以下で、その他の辺の長さ が297 ミリメートル以下のシート状のもの		K G						
4802.69	000	- - その他のもの		K G						

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
48.05		<u>その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注３に規定する加工のほか更に加工をしたものを除く。）</u>			48.05		<u>その他の紙及び板紙（塗布してないものでロール状又はシート状のものに限るものとし、この類の注２に規定する加工のほか更に加工をしたものを除く。）</u>			4805.10 号を 11号,4823.90号に 分割
4805.11	000	- 段ボール用中しん原紙			4805.10	000	- 段ボール用中しん原紙（セミケミカルパルプ製のものに限る。）		K G	4805.21 号, 22号,23 号を
		- - セミケミカルパルプ製の段ボール用中しん原紙		K G			- 多層ずきの紙及び板紙			4802.54 号,55 号
4805.12	000	- - わらパルプ製の段ボール用中しん原紙		K G	4805.21	000	- - 各層をさらしたもの		K G	56号, 57号,58 号
4805.19	000	- - その他のもの		K G	4805.22		- - 外層の一方のみをさらしたもの			61号,62 号,69 号
		- テストライナー（再生ライナーボード）				010	- - - ジュートライナー		K G	4805.24 号,25 号
4805.24	000	- - 重量が１平方メートルにつき150 グラム以下のもの		K G		090	- - - その他のもの		K G	91号, 92号,93 号
4805.25	000	- - 重量が１平方メートルにつき150 グラムを超えるもの		K G	4805.23	000	- - 三層以上のもので、両外層のみをさらしたものの		K G	4823.90 号に分割
					4805.29		- - その他のもの			4805.29 号を
						011	- - - ジュートライナー及び中しん原紙			4802.54 号, 55号 56号, 57号, 58号
						019	- - - - ジュートライナー		K G	61号, 62号, 69号
						090	- - - - その他のもの		K G	4805.12 号, 19号
4805.30	000	- サルファイト包装紙		K G	4805.30	000	- サルファイト包装紙		K G	24号, 25号, 91号
4805.40		- フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード			4805.40		- フィルターペーパー及びフィルターペーパーボード			92号, 93号, 4823.90 号に分割
	010	- - 重量が１平方メートルにつき130 グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）		K G		010	- - 重量が１平方メートルにつき130 グラムを超えるもの（ロール状のものに限る。）		K G	4805.30 号を
	020	- - その他のもの		K G		020	- - その他のもの		K G	4805.30 号と 4823.90 号に分割
		（次葉へ）					（次葉へ）			4805.40 号を 4805.40 号と 4823.20 号に分割

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
4805.50		（前葉より） - フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード - - 重量が1平方メートルにつき130 グラムを超 えるもの（ロール状のものに限る。）			4805.50		（前葉より） - フェルトペーパー及びフェルトペーパーボード - - 重量が1平方メートルにつき130 グラムを超 えるもの（ロール状のものに限る。）			4805.50 号を50号 4823.90 号に分割
	010		K G	010		K G				
	020	- - その他のもの		K G		020	- - その他のもの		K G	4805.60 号を
4805.91	000	- - 重量が1平方メートルにつき150 グラム以下 のもの		K G	4805.60		- その他の紙及び板紙（重量が1平方メートルに つき150 グラム以下のものに限る。）		K G	4802.20 号, 30号 40号, 54号, 55号 56号, 57号,
						010	- - 中しん原紙		K G	61号, 62号, 69号
4805.92	000	- - 重量が1平方メートルにつき150 グラムを超 え225 グラム未満のもの		K G		090	- - その他のもの		K G	4805.12 号, 19号 24号, 91号,
4805.93	000	- - 重量が1平方メートルにつき225 グラム以上 のもの		K G	4805.70	000	- その他の紙及び板紙（重量が1平方メートルに つき150 グラムを超え225 グラム未満のものに 限る。）		K G	4823.90 号に分割
					4805.80	000	- その他の紙及び板紙（重量が1平方メートルに つき225 グラム以上のものに限る。）		K G	4805.70 号を 4802.20 号, 40号 58号, 61号, 62号 69号, 4805.12 号 19号, 25号, 92号 4823.90 号に分割
										4805.80 号を 4802.20 号, 58号 61号, 62号, 69号 4805.12 号, 19号 25号, 93号, 4823.90 号に分割

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
48.07		接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。） （ 削 除 ） （ 削 除 ）		K G	48.07		接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙（ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかないかを問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。） - ビチューメン、タール又はアスファルトの層を内部に有する紙及び板紙 - その他のもの			4807.10 号，90号を-000に統合
4807.00	000				4807.10	000				
					4807.90	000				

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
48.10		<u>紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布しないもので、ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のものに限るものとし、大きさを問わず、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）</u> <u>- 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプとケミグラウンドパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%以下のものに限る。）</u>			48.10		<u>紙及び板紙（カオリンその他の無機物質を片面又は両面に塗布し（結合剤を使用してあるかないかを問わない。）、かつ、その他の物質を塗布しないもので、ロール状又はシート状のものに限るものとし、表面に着色し若しくは装飾を施してあるかないか又は印刷してあるかないかを問わない。）</u> <u>- 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙（機械パルプの含有量が全繊維重量の10%以下のものに限る。）</u>			「グラフィック用に供する紙」に係る定義の範囲の拡大及び「ロール状又はシート状の紙」に係るサイズの数値基準の撤廃に伴う品目表の再構成
4810.13	000	<u>- - ロール状のもの</u>		K G	4810.11	000	<u>- - 重量が1平方メートルにつき150 グラム以下のもの</u>		K G	
4810.14	000	<u>- - 折り畳んでない状態において1辺の長さが435 ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297 ミリメートル以下のシート状のもの</u>		K G	4810.12	000	<u>- - 重量が1平方メートルにつき150 グラムを超えるもの</u>		K G	
4810.19	000	<u>- - その他のもの</u>		K G						
(次葉へ)					(次葉へ)					

2002 年 輸入統計品目表改正

新 (2 0 0 2 年)					旧 (2 0 0 1 年)					備 考	
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位			
	4810.22 4810.29	000	(前葉より) - 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙(機械パルプとケミグラントパルプを合わせたものの含有量が全繊維重量の10%を超えるものに限る。)		K G	4810.21 4810.29	000	(前葉より) - 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類の紙及び板紙(機械パルプの含有量が全繊維重量の10%を超えるものに限る。)		K G	4810.29 号を -010,020に分割
			- - その他のもの					- - その他のもの		K G	
		010	- - - 機械パルプの含有量が全繊維重量の10%を超えるもの		K G			(新 設)			
		020	- - - その他のもの		K G			- クラフト紙及びクラフト板紙(筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものを除く。)			
	4810.31	000	- - 全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超え、かつ重量が1平方メートルにつき150 グラム以下のもの		K G	4810.31	000	- - 全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超え、かつ重量が1平方メートルにつき150 グラム以下のもの		K G	
		4810.32	000	- - 全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超え、かつ重量が1平方メートルにつき150 グラムを超えるもの			K G	4810.32	000	- - 全体を均一にさらしたもので、化学木材パルプの含有量が全繊維重量の95%を超え、かつ重量が1平方メートルにつき150 グラムを超えるもの	
	4810.39		000	- - その他のもの		K G	4810.39		000	- - その他のもの	
			- その他の紙及び板紙					- その他の紙及び板紙			
	4810.92	000	- - 多層ずきのもの		K G	4810.91	000	- - 多層ずきのもの		K G	
	4810.99	000	- - その他のもの		K G	4810.99	000	- - その他のもの		K G	

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
48.11		紙、板紙、セルロースウッドディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第48.03 項、第48.09 項又は第48.10 項の物品を除く。）			48.11		紙、板紙、セルロースウッドディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又はシート状のもので、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第48.03 項、第48.09 項又は第48.10 項の物品を除く。）			「ロール状又はシート状の紙」に係るサイズの数値基準の撤廃に伴う品目表の再構成
4811.10	000	- タール、ピチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙		K G	4811.10	000	- タール、ピチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙		K G	
		- 粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙			4811.21	000	- 粘着剤又は接着剤を塗布した紙及び板紙		K G	
4811.41	000	- - セルフアドヒーズのもの		K G	4811.29	000	- - セルフアドヒーズのもの		K G	
4811.49	000	- - その他のもの		K G			- - その他のもの			
		- プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙					- プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙			
4811.51		- - さらしたもので重量が1平方メートルにつき150 グラムを超えるもの			4811.31		- - さらしたもので重量が1平方メートルにつき150 グラムを超えるもの			
	010	- - - ミルクカートン用紙		K G		010	- - - ミルクカートン用紙		K G	
	090	- - - その他のもの		K G		090	- - - その他のもの		K G	
4811.59		- - その他のもの			4811.39		- - その他のもの			
	010	- - - ミルクカートン用紙		K G		010	- - - ミルクカートン用紙		K G	
	090	- - - その他のもの		K G		090	- - - その他のもの		K G	
(次葉へ)					(次葉へ)					

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考		
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位				
4811.60		（前葉より） - ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグ リセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙 及び板紙			4811.40		（前葉より） - ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグ リセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙 及び板紙					
	010	- - ワックス、パラフィン又は油で処理した紙及 び板紙		K G		010	- - ワックス、パラフィン又は油で処理した紙及 び板紙		K G			
	020	- - その他のもの		K G		020	- - その他のもの		K G			
	4811.90	000	- その他の紙、板紙、セルロースウォッディング 及びセルロース繊維のウェブ			K G	4811.90	000	- その他の紙、板紙、セルロースウォッディング 及びセルロース繊維のウェブ			K G
	48.23		その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及 びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形 状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、 紙、板紙、セルロースウォッディング又はセル ロース繊維のウェブのその他の製品 - 粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状 又はロール状のものに限る。）			48.23		その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及 びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形 状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、 紙、板紙、セルロースウォッディング又はセル ロース繊維のウェブのその他の製品 - 粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状 又はロール状のものに限る。）			「グラフィック用 に供する紙」に係 る定義の範囲の拡 大及び「ロール状 又はシート状の紙 」に係るサイズの 数値基準の撤廃に 伴う品目表の再構 成	
4823.12	000	- - セルフアドヒーズのもの		K G	4823.11	000	- - セルフアドヒーズのもの		K G	4823.11 号を 4811.41 号、 4823.12 号に分割		
4823.19	000	- - その他のもの		K G	4823.19	000	- - その他のもの		K G		4823.19 号を 4811.49 号、 4823.19 号に分割	
4823.20	000	- フィルターペーパー及びフィルターペーパー ボード		K G	4823.20	000	- フィルターペーパー及びフィルターペーパー ボード		K G			
（次葉へ）					（次葉へ）							

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
4823.40	000	（前葉より） - 自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤 （削 除） （削 除） （削 除） （省 略）		K G	4823.40	000	（前葉より） - 自動記録装置用に印刷したロール、シート及び円盤 - その他の紙及び板紙（筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供する種類のものに限る。） 4823.51 000 - - 印刷し、型押しをし又はせん孔したもの 4823.59 000 - - その他のもの （省 略）		K G K G K G	4823.51 号,59 号 を削除 <

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
49.07 4907.00	000	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（発行国（額面で流通する国を含む。）で通用するもので使用していないものに限る。）、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券		K G	49.07 4907.00	000	郵便切手、収入印紙その他これらに類する物品（ <u>本邦において通用し又は発行するもので使用していないものに限る。</u> ）、これらを紙に印刷した物品、紙幣、銀行券及び小切手帳並びに株券、債券その他これらに類する有価証券		K G	項の範囲の明確化
第11部 紡織用繊維及びその製品					第11部 紡織用繊維及びその製品					当該号注が適用される範囲の明確化
号注					号注					
1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) ～ (h) (省 略) (ij) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。 (a) から(ij)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。 <u>(e) から(ij)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。</u> (k) (省 略) (次葉へ)					1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) ～ (h) (省 略) (ij) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。 (a) から(ij)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。 (新 設) (k) (省 略) (次葉へ)					

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考	
統計品目番号	品 名		単 位		統計品目番号	品 名		単 位			
（前葉より） 2（A）第56類から第63類までの物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、第50類から第55類までの物品及び第58.09 項の物品で当該二以上の紡織用繊維から成るものの所属の決定に際してこの部の注2の規定に従い選択される紡織用繊維のみから成る物品とみなす。 （B）（省 略）					（前葉より） 2（A）第56類から第63類までの物品で二以上の紡織用繊維から成るものは、第50類から第55類までの物品で当該二以上の紡織用繊維から成るものの所属の決定に際してこの部の注2の規定に従い選択される紡織用繊維のみから成る物品とみなす。 （B）（省 略）					第11部注2の規定との整合化	
50.02 5002.00	100	生糸（よつてないものに限る。） - 野蚕のもの - その他のもの - - 農畜産業振興事業団が生糸の輸入に係る調整等に関する法律第2条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第11条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの （省 略）		K G	50.02 5002.00	100	生糸（よつてないものに限る。） - 野蚕のもの - その他のもの - - 農畜産業振興事業団が生糸の輸入に係る調整等に関する法律第2条に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成13年3月31日までに輸入するもの及び絹業を営む者又はその団体が同法第11条に規定する農林水産大臣の承認を受けて平成13年3月31日までに輸入するもの （省 略）		K G		下線部削除

下線部削除

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
51.02		織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。） - 織獣毛			51.02		織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたものを除く。） - 織獣毛			5102.10 号を 11号,19 号に統合
<u>5102.11</u>	<u>000</u>	- - カシミヤやぎのもの		<u>K G</u>	<u>5102.10</u>	<u>010</u>	- - アンゴラうさぎの毛		<u>K G</u>	
<u>5102.19</u>	<u>000</u>	- - その他のもの		<u>K G</u>		<u>020</u>	- - アンゴラやぎの毛		<u>K G</u>	
						<u>030</u>	- - カシミヤやぎの毛		<u>K G</u>	
						<u>090</u>	- - その他のもの		<u>K G</u>	
5102.20	000	- 粗獣毛		K G	5102.20	000	- 粗獣毛		K G	

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
51.05		羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。） （省 略） <u>- 織獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）</u>			51.05		羊毛、織獣毛及び粗獣毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。） （省 略） <u>- 織獣毛（カードし又はコームしたものに限る。）</u>			5105.30 号を 5105.31 号,39 号 に分割
<u>5105.31</u>	<u>000</u>	<u>- - カシミアやぎのもの</u>		<u>K G</u>	<u>5105.30</u>	<u>010</u>	<u>- - ローピング</u>		<u>K G</u>	
<u>5105.39</u>	<u>000</u>	<u>- - その他のもの</u> （省 略）		<u>K G</u>		<u>090</u>	<u>- - その他のもの</u> （省 略）		<u>K G</u>	
53.05		ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。） （省 略）			53.05		ココやし、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクステイリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。） （省 略）			5305.91 号,99 号 を90号に統合
<u>5305.90</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u>		<u>K G</u>	<u>5305.91</u>		<u>- その他のもの</u> <u>- - 生のもの</u>			
						<u>010</u>	<u>- - - ラミー（精錬していないものに限る。）</u>		<u>K G</u>	
						<u>090</u>	<u>- - - その他のもの</u>		<u>K G</u>	
					<u>5305.99</u>		<u>- - その他のもの</u> <u>- - - ラミー（精錬したものに限る。）</u>		<u>K G</u>	
						<u>010</u>	<u>- - - その他のもの</u>		<u>K G</u>	
						<u>091</u>	<u>- - - - ラミー並びにラミーのノイル及びくず</u>		<u>K G</u>	
						<u>099</u>	<u>- - - - その他のもの</u>		<u>K G</u>	

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
53.08		その他の植物性紡織用繊維の系及び紙系			53.08		その他の植物性紡織用繊維の系及び紙系			5308.30 号を削除 <

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
54.02		合成繊維の長繊維の系（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			54.02		合成繊維の長繊維の系（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。）			5402.10-023,024 を-027に統合
5402.10		- 強力系（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）			5402.10		- 強力系（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）			
		（省 略）					（省 略）			
	026	- - - アラミド繊維のもの		K G		026	- - - アラミド繊維のもの		K G	
		- - - その他のもの					- - - その他のもの			
		- - - - 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの					- - - - 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの			
	027	<u>- - - - - よつてないもの及びより数が1メートルにつき50以下のもの</u>		K G			<u>- - - - - よつてないもの及びより数が1メートルにつき50以下のもの</u>			
		（削 除）				023	<u>- - - - - 構成する単糸が93デックスを超えるもの</u>		K G	
		（削 除）				024	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G	
	025	- - - - - より数が1メートルにつき50を超えるもの		K G		025	- - - - - より数が1メートルにつき50を超えるもの		K G	
	029	- - - - - その他のもの		K G		029	- - - - - その他のもの		K G	
		（省 略）					（省 略）			

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
56.07		ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。） （省 略） （削 除） （省 略）			56.07		ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。） （省 略）			5607.30 号を削除 5607.90 号を-010,090に分割
5607.90		- その他のもの			5607.30	000	- アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス） その他の硬質繊維のもの		K G	
	010	- - アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの		K G	5607.90	000	- その他のもの		K G	
	090	- - その他のもの		K G			（新 設） （新 設）			
58.04		チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第60.02 項から第60.06 項までの編物を除く。） （省 略）			58.04		チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第60.02 項の編物を除く。） （省 略）			編物に係る分類の 細分化に伴う改正

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）				旧（2001年）				備考
統計品目番号	品名	単位		統計品目番号	品名	単位		
第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品				第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品				編物に係る分類の細分化に伴う改正
注 1 文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用繊維の織物類は、第50類から第55類まで、第58.03 項又は第58.06 項の織物、第58.08 項の組ひも及び装飾用トリミング並びに第60.02 項から第60.06 項までのメリヤス編物及びクロセ編物に限る。 2～7（省略）				注 1 文脈により別に解釈される場合を除くほか、この類において紡織用繊維の織物類は、第50類から第55類まで、第58.03 項又は第58.06 項の織物、第58.08 項の組ひも及び装飾用トリミング並びに第60.02 項のメリヤス編物及びクロセ編物に限る。 2～7（省略）				

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
59.03		紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02 項のものを除く。）			59.03		紡織用繊維の織物類（プラスチックを染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものに限るものとし、第59.02 項のものを除く。）			第39類の物品の表記の改正に伴う改正
5903.10	000	- ポリ（塩化ビニル）を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの （省 略）		K G	5903.10	000	- <u>ポリ塩化ビニル</u> を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの （省 略）		K G	
59.04		リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）			59.04		リノリウム及び床用敷物で紡織用繊維の基布に塗布し又は被覆したもの（特定の形状に切つてあるかないかを問わない。）			
5904.10	000	- リノリウム	S M	K G	5904.10	000	- リノリウム	S M	K G	
<u>5904.90</u>	<u>000</u>	<u>- その他のもの</u>	<u>S M</u>	<u>K G</u>			<u>- その他のもの</u>			
					<u>5904.91</u>	<u>000</u>	<u>- - ニードルルームフェルト又は不織布を基布とするもの</u>	<u>S M</u>	<u>K G</u>	5904.91 号，92号を90号に統合
					<u>5904.92</u>	<u>000</u>	<u>- - その他の紡織用繊維を基布とするもの</u>	<u>S M</u>	<u>K G</u>	

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
60.02		<u>メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下で、弾性系又はゴム系の重量が全重量の5 % 以上のものに限るものとし、第60.01 項のものを除く。）</u>			60.02		<u>その他のメリヤス編物及びクロセ編物</u>			編物に係る分類の 細分 6002.10 号を 40号,90 号に分割
6002.40		<u>- 弾性系の重量が全重量の5 % 以上のもの（ゴム系を含まないものに限る。）</u>			6002.10		<u>- 幅が30センチメートル以下で、弾性系又はゴム系の重量が全重量の5 % 以上のもの</u>			
		<u>- - 模様編みの組織を有するもの</u>					<u>- - 模様編みの組織を有するもの</u>			
		<u>- - - 綿製のもの</u>					<u>- - - 綿製のもの</u>			
	011	<u>- - - - たてメリヤスのもの</u>		K G		011	<u>- - - - ゴム系の重量が全重量の5 % 以上のもの</u>		K G	
	019	<u>- - - - その他のもの</u>		K G			<u>- - - - その他のもの</u>			
		<u>- - - その他のもの</u>				012	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G	
		<u>- - - - たてメリヤスのもの</u>				019	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G	
		<u>- - - - - 人造繊維製のもの</u>		K G			<u>- - - その他のもの</u>			
	027	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G		021	<u>- - - - ゴム系の重量が全重量の5 % 以上のもの</u>		K G	
	024	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G			<u>- - - - その他のもの</u>			
	029	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G			<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G	
		(次葉へ)				027	<u>- - - - - 人造繊維製のもの</u>		K G	
						024	<u>- - - - - - その他のもの</u>		K G	
						029	<u>- - - - - - その他のもの</u>		K G	
							(次葉へ)			

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
6002.90		（前葉より）					（前葉より）			
		<u>- - その他のもの</u>					<u>- - その他のもの</u>			
		<u>- - - 綿製又は人造繊維製のもの</u>					<u>- - - 綿製又は人造繊維製のもの</u>			
		<u>- - - - 綿製のもの</u>					<u>- - - - ゴム系の重量が全重量の5%以上のもの</u>			
	031	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G	031	<u>- - - - - 綿製のもの</u>		K G		
	039	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G	039	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G		
		<u>- - - - 人造繊維製のもの</u>				<u>- - - - その他のもの</u>				
	041	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G		<u>- - - - - 綿製のもの</u>				
	049	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G	091	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G		
		<u>- - - その他のもの</u>			092	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G		
	091	<u>- - - - たてメリヤスのもの</u>		K G		<u>- - - - - その他のもの</u>				
	099	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G	081	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G		
		<u>- その他のもの</u>			089	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G		
		<u>- - 模様編みの組織を有するもの</u>				<u>- - - その他のもの</u>				
		<u>- - - 綿製のもの</u>			097	<u>- - - - ゴム系の重量が全重量の5%以上のもの</u>		K G		
	011	<u>- - - - ゴム系の重量が全重量の5%以上のもの</u>		K G		<u>- - - - その他のもの</u>				
		<u>- - - - - その他のもの</u>			098	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G		
012	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G	099	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G			
019	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G							
		（次葉へ）					（次葉へ）			

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
		（前葉より）								
	021	<u>- - - その他のもの</u>								
		<u>- - - - ゴム系の重量が全重量の 5 %以上のもの</u>		K G						
		<u>- - - - その他のもの</u>								
		<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>								
	027	<u>- - - - - 人造繊維製のもの</u>		K G						
	024	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G						
	029	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G						
		<u>- - その他のもの</u>								
		<u>- - - 綿製のもの</u>								
	031	<u>- - - - ゴム系の重量が全重量の 5 %以上のもの</u>		K G						
		<u>- - - - その他のもの</u>								
	032	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G						
	039	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G						
		<u>- - - その他のもの</u>								
		<u>- - - - 人造繊維製のもの</u>								
	041	<u>- - - - - ゴム系の重量が全重量の 5 %以上のもの</u>								
		<u>の</u>		K G						
		<u>- - - - - その他のもの</u>								
	042	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G						
	049	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G						
		<u>- - - - その他のもの</u>								
	091	<u>- - - - - ゴム系の重量が全重量の 5 %以上のもの</u>								
		<u>の</u>		K G						
		<u>- - - - - その他のもの</u>								
	092	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G						
	099	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G						

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
60.03		メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01 項及び第60.02 項のものを除く。）			6002.20		（前葉より） - その他のもの（幅が30センチメートル以下のものに限る。）			6002.20 号を 6003.10 号,20 号 30号,40 号,90 号 に分割
6003.10		- 羊毛製又は織獣毛製のもの					- - 模様編みの組織を有するもの			
		- - 模様編みの組織を有するもの					- - - 綿製のもの			
	011	- - - たてメリヤスのもの		K G	011		- - - - たてメリヤスのもの		K G	
	019	- - - その他のもの		K G	012		- - - - その他のもの		K G	
		- - その他のもの					- - - その他のもの			
	021	- - - たてメリヤスのもの		K G			- - - - たてメリヤスのもの			
	029	- - - その他のもの		K G	031		- - - - - 人造繊維製のもの		K G	
6003.20		- 綿製のもの			015		- - - - - その他のもの		K G	
		- - 模様編みの組織を有するもの					- - - - - その他のもの			
	011	- - - たてメリヤスのもの		K G	032		- - - - - 人造繊維製のもの		K G	
	019	- - - その他のもの		K G	019		- - - - - その他のもの		K G	
		- - その他のもの					- - その他のもの			
	021	- - - たてメリヤスのもの		K G			- - - 綿製又は人造繊維製のもの			
	029	- - - その他のもの		K G			- - - - 綿製のもの			
6003.30		- 合成繊維製のもの			021		- - - - - たてメリヤスのもの		K G	
		- - 模様編みの組織を有するもの			022		- - - - - その他のもの		K G	
	011	- - - たてメリヤスのもの		K G			- - - - - その他のもの			
	019	- - - その他のもの		K G	030		- - - - - たてメリヤスのもの		K G	
		- - その他のもの			039		- - - - - その他のもの		K G	
	021	- - - たてメリヤスのもの		K G			- - - その他のもの			
	029	- - - その他のもの		K G	027		- - - - たてメリヤスのもの		K G	
					029		- - - - - その他のもの		K G	
		（次葉へ）					（次葉へ）			

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考	
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位			
6003.40		（前葉より）									
		- 再生繊維又は半合成繊維製のもの									
		- - 模様編みの組織を有するもの									
	011	- - - たてメリヤスのもの		K G							
	019	- - - その他のもの		K G							
		- - その他のもの									
	021	- - - たてメリヤスのもの		K G							
	029	- - - その他のもの		K G							
	6003.90	- その他のもの									
		- - 模様編みの組織を有するもの									
		011	- - - たてメリヤスのもの		K G						
		019	- - - その他のもの		K G						
			- - その他のもの								
		021	- - - たてメリヤスのもの		K G						
		029	- - - その他のもの		K G						

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
60.04		<u>メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートルを超え、弾性系又はゴム系の重量が全重量の5％以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。）</u>			6002.30		<u>（前葉より）</u> <u>- 幅が30センチメートルを超え、弾性系又はゴム系の重量が全重量の5％以上のもの</u>			6002.30 号を 6004.10 号,90 号 に分割
6004.10		<u>- 弾性系の重量が全重量の5％以上のもの（ゴム系を含まないものに限る。）</u>					<u>- - 模様編みの組織を有するもの</u>			
		<u>- - 弾性系の重量が全重量の5％以上のもの（ゴム系を含まないものに限る。）</u>					<u>- - - 綿製のもの</u>			
	011	<u>- - - - たてメリヤスのもの</u>		K G		011	<u>- - - - ゴム系の重量が全重量の5％以上のもの</u>		K G	
	019	<u>- - - - その他のもの</u>		K G			<u>- - - - その他のもの</u>			
		<u>- - - - その他のもの</u>				012	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G	
		<u>- - - - たてメリヤスのもの</u>				019	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G	
		<u>- - - - 合成繊維製のもの</u>		K G			<u>- - - - その他のもの</u>			
	022	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G		021	<u>- - - - ゴム系の重量が全重量の5％以上のもの</u>		K G	
	024	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G			<u>- - - - その他のもの</u>			
		<u>- - - - 人造繊維製のもの</u>		K G		022	<u>- - - - - 合成繊維製のもの</u>		K G	
	027	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G		024	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G	
	029	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G			<u>- - - - - その他のもの</u>			
		<u>- - - 綿製又は人造繊維製のもの</u>				041	<u>- - - - - 人造繊維製のもの</u>		K G	
		<u>- - - - 綿製のもの</u>				029	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G	
	031	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G			<u>- - - 綿製又は人造繊維製のもの</u>			
	039	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G		031	<u>- - - - ゴム系の重量が全重量の5％以上のもの</u>		K G	
		<u>- - - - 人造繊維製のもの</u>				039	<u>- - - - - 綿製のもの</u>		K G	
	041	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G			<u>- - - - - その他のもの</u>			
	049	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G						
		（次葉へ）					（次葉へ）			

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
6004.90		（前葉より）					（前葉より）			
		- - - その他のもの					- - - - 綿製のもの			
	091	- - - - たてメリヤスのもの		K G	091	- - - - - たてメリヤスのもの		K G		
	099	- - - - その他のもの		K G	092	- - - - - その他のもの		K G		
		- その他のもの				- - - - - その他のもの				
		- - 模様編みの組織を有するもの			048	- - - - - たてメリヤスのもの		K G		
		- - - 綿製のもの			049	- - - - - その他のもの		K G		
	011	- - - - ゴム系の重量が全重量の5%以上のもの		K G		- - - その他のもの				
		- - - - その他のもの			097	- - - - ゴム系の重量が全重量の5%以上のもの		K G		
	012	- - - - - たてメリヤスのもの		K G		- - - - その他のもの				
	019	- - - - - その他のもの		K G	098	- - - - - たてメリヤスのもの		K G		
		- - - その他のもの			099	- - - - - その他のもの		K G		
	021	- - - - ゴム系の重量が全重量の5%以上のもの		K G						
		- - - - その他のもの								
		- - - - - たてメリヤスのもの								
	022	- - - - - 合成繊維製のもの		K G						
	024	- - - - - その他のもの		K G						
		- - - - - その他のもの								
	027	- - - - - 人造繊維製のもの		K G						
	029	- - - - - その他のもの		K G						
		（次葉へ）					（次葉へ）			

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
		（前葉より）								
		<u>- - その他のもの</u>								
		<u>- - - 綿製のもの</u>								
	031	<u>- - - - ゴム系の重量が全重量の5 %以上のもの</u>		K G						
		<u>- - - - その他のもの</u>								
	032	<u>- - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G						
	039	<u>- - - - - その他のもの</u>		K G						
		<u>- - - その他のもの</u>								
		<u>- - - - 人造繊維製のもの</u>								
	041	<u>- - - - - ゴム系の重量が全重量の5 %以上のもの</u>		K G						
		<u>の</u>								
		<u>- - - - - その他のもの</u>								
	042	<u>- - - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G						
	049	<u>- - - - - - その他のもの</u>		K G						
		<u>- - - - - その他のもの</u>								
	091	<u>- - - - - ゴム系の重量が全重量の5 %以上のもの</u>		K G						
		<u>の</u>								
		<u>- - - - - その他のもの</u>								
	092	<u>- - - - - - たてメリヤスのもの</u>		K G						
	099	<u>- - - - - - その他のもの</u>		K G						

2002年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
60.05		<u>たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01 項から第60.04 項までのものを除く。）</u>					<u>（前葉より）</u> <u>- その他の編物（たてメリヤス編みのものに限るものとし、ガルーンメリヤス機により編んだものを含む。）</u>			6002.42 号を 6005.21 号，22号 23号，24号に分割 6002.43 号を 6005.31 号，32号 33号，34号，41号 42号，43号，44号 に分割
6005.10	000	<u>- 羊毛製又は織獣毛製のもの</u>		K G	6002.41	000	<u>- - 羊毛製又は織獣毛製のもの</u>		K G	
		<u>- 綿製のもの</u>			6002.42	000	<u>- - 綿製のもの</u>		K G	
6005.21	000	<u>- - 漂白してないもの及び漂白したもの</u>		K G	6002.43		<u>- - 人造繊維製のもの</u>			
6005.22	000	<u>- - 浸染したもの</u>		K G			<u>- - - 合成繊維製のもの</u>			
6005.23	000	<u>- - 異なる色の糸から成るもの</u>		K G		011	<u>- - - ナイロンその他のポリアミドのもの</u>		K G	
6005.24	000	<u>- - なせんしたもの</u>		K G		012	<u>- - - - ポリエステルのもの</u>		K G	
		<u>- 合成繊維製のもの</u>				019	<u>- - - - その他のもの</u>		K G	
6005.31	000	<u>- - 漂白してないもの及び漂白したもの</u>		K G		090	<u>- - - 再生繊維又は半合成繊維製のもの</u>		K G	
6005.32	000	<u>- - 浸染したもの</u>		K G	6002.49	000	<u>- - その他のもの</u>		K G	
6005.33	000	<u>- - 異なる色の糸から成るもの</u>		K G						
6005.34	000	<u>- - なせんしたもの</u>		K G						
		<u>- 再生繊維又は半合成繊維製のもの</u>								
6005.41	000	<u>- - 漂白してないもの及び漂白したもの</u>		K G						
6005.42	000	<u>- - 浸染したもの</u>		K G						
6005.43	000	<u>- - 異なる色の糸から成るもの</u>		K G						
6005.44	000	<u>- - なせんしたもの</u>		K G						
6005.90	000	<u>- その他のもの</u>		K G						
							<u>（次葉へ）</u>			

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
60.06		その他のメリヤス編物及びクロセ編物					(前葉より)			6002.92 号を 6006.21 号,22 号 23号,24 号に分割
6006.10		- 羊毛製又は織獣毛製のもの			6002.91		- その他のもの			
	010	- - 模様編みの組織を有するもの		K G		010	- - 羊毛製又は織獣毛製のもの		K G	
	020	- - その他のもの		K G		020	- - - 模様編みの組織を有するもの		K G	
		- 綿製のもの				020	- - - その他のもの		K G	
6006.21		- - 漂白してないもの及び漂白したもの			6002.92		- 綿製のもの			
	010	- - - 模様編みの組織を有するもの		K G		010	- - - 模様編みの組織を有するもの		K G	
	020	- - - その他のもの		K G		020	- - - その他のもの		K G	
6006.22		- - 浸染したもの								
	010	- - - 模様編みの組織を有するもの		K G						
	020	- - - その他のもの		K G						
6006.23		- - 異なる色の糸から成るもの								
	010	- - - 模様編みの組織を有するもの		K G						
	020	- - - その他のもの		K G						
6006.24		- - なせんしたもの								
	010	- - - 模様編みの組織を有するもの		K G						
	020	- - - その他のもの		K G						
(次葉へ)					(次葉へ)					

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
6006.31		（前葉より）			6002.93		（前葉より）			6002.93 号を 6006.31 号，32号 33号，34号，41号 42号，43号，44号 に分割
		- 合成繊維製のもの					- - 人造繊維製のもの			
		- - 漂白してないもの及び漂白したもの					- - - 模様編みの組織を有するもの			
		- - - 模様編みの組織を有するもの					- - - - 合成繊維製のもの			
	011	- - - - ナイロンその他のポリアミドのもの		K G		011	- - - - - ナイロンその他のポリアミドのもの		K G	
	012	- - - - ポリエステルのもの		K G		012	- - - - - ポリエステルのもの		K G	
	013	- - - - アクリル又はモダクリルのもの		K G		013	- - - - - アクリル又はモダクリルのもの		K G	
	014	- - - - その他のもの		K G		014	- - - - - その他のもの		K G	
		- - - その他のもの				019	- - - 再生繊維又は半合成繊維製のもの		K G	
		- - - - 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合 わせたものの重量が全重量の50%を超え るもの					- - - その他のもの			
		- - - - - 合成繊維製のもの					- - - - 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の50%を超えるもの			
	022	- - - - - ポリエステルのもの		K G			- - - - - 合成繊維製のもの			
	024	- - - - - その他のもの		K G		022	- - - - - ポリエステルのもの		K G	
	029	- - - - その他のもの		K G		024	- - - - - その他のもの		K G	
						025	- - - - - 再生繊維又は半合成繊維製のもの		K G	
						029	- - - - その他のもの		K G	
		（次葉へ）					（次葉へ）			

2002年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
6006.32		（前葉より）								
		- - 浸染したもの								
		- - - 模様編みの組織を有するもの								
	011	- - - - ナイロンその他のポリアミドのもの		K G						
	012	- - - - ポリエステルのもの		K G						
	013	- - - - アクリル又はモダクリルのもの		K G						
	014	- - - - その他のもの		K G						
		- - - その他のもの								
		- - - - 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合								
		わせたものの重量が全重量の50%を超え								
		るもの								
		- - - - - 合成繊維製のもの								
	022	- - - - - ポリエステルのもの		K G						
	024	- - - - - その他のもの		K G						
029	- - - - - その他のもの		K G							
		（次葉へ）								

2002年 輸入統計品目表改正

新（2002年）					旧（2001年）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
6006.33		（前葉より）								
		- - 異なる色の糸から成るもの								
		- - - 模様編みの組織を有するもの								
	011	- - - - ナイロンその他のポリアミドのもの		K G						
	012	- - - - ポリエステルのもの		K G						
	013	- - - - アクリル又はモダクリルのもの		K G						
	014	- - - - その他のもの		K G						
		- - - その他のもの								
		- - - - 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合								
		わせたものの重量が全重量の50%を超え								
		るもの								
		- - - - - 合成繊維製のもの								
	022	- - - - - ポリエステルのもの		K G						
	024	- - - - - その他のもの		K G						
029	- - - - - その他のもの		K G							
		（次葉へ）								

2002年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
6006.34		（前葉より）								
		- - なせんしたもの								
		- - - 模様編みの組織を有するもの								
	011	- - - - ナイロンその他のポリアミドのもの		K G						
	012	- - - - ポリエステルのもの		K G						
	013	- - - - アクリル又はモダクリルのもの		K G						
	014	- - - - その他のもの		K G						
		- - - その他のもの								
		- - - - 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合								
		わせたものの重量が全重量の50%を超え								
		るもの								
		- - - - 合成繊維製のもの								
	022	- - - - - ポリエステルのもの		K G						
	024	- - - - - その他のもの		K G						
	029	- - - - その他のもの		K G						
6006.41		- 再生繊維又は半合成繊維製のもの								
		- - 漂白してないもの及び漂白したもの								
	010	- - - 模様編みの組織を有するもの		K G						
		- - - その他のもの								
	021	- - - - アセテート繊維又はこれと合成繊維を合								
		わせたものの重量が全重量の50%を超え								
		るもの		K G						
029	- - - - その他のもの		K G							
		（次葉へ）								

2002年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
6006.42		（前葉より）					（前葉より）			
	010	- - 浸染したもの								
		- - - 模様編みの組織を有するもの		K G						
		- - - その他のもの								
	021	- - - - アセテート繊維又はこれと合成繊維を合 わせたものの重量が全重量の50%を超え るもの		K G						
	029	- - - - その他のもの		K G						
6006.43		- - 異なる色の糸から成るもの								
	010	- - - 模様編みの組織を有するもの		K G						
		- - - その他のもの								
	021	- - - - アセテート繊維又はこれと合成繊維を合 わせたものの重量が全重量の50%を超え るもの		K G						
	029	- - - - その他のもの		K G						
6006.44		- - なせんしたもの								
	010	- - - 模様編みの組織を有するもの		K G						
		- - - その他のもの								
	021	- - - - アセテート繊維又はこれと合成繊維を合 わせたものの重量が全重量の50%を超え るもの		K G						
	029	- - - - その他のもの		K G						
6006.90		- その他のもの			6002.99	- - その他のもの				
	010	- - 模様編みの組織を有するもの		K G	010	- - - 模様編みの組織を有するもの		K G		
	020	- - その他のもの		K G	020	- - - その他のもの		K G		

2002年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
61.10		ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			61.10		ジャージー、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）			「カシミアやぎ」に係る製品の特掲 6110.10 号を 11号,12 号,19 号 に分割
<u>6110.11</u>		<u>- 羊毛製又は織獣毛製のもの</u>			<u>6110.10</u>		<u>- 羊毛製又は織獣毛製のもの</u>			
	010	<u>- - 羊毛製のもの</u>				010	<u>- - ししゅうしたもの、レースを使用したもの</u>			
		<u>- - - ししゅうしたもの、レースを使用したもの</u>					<u>及び模様編みの組織を有するもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
	020	<u>及び模様編みの組織を有するもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>		020	<u>- - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>	
		<u>- - - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
<u>6110.12</u>		<u>- - カシミア毛製のもの</u>								
	010	<u>- - - ししゅうしたもの、レースを使用したもの</u>								
		<u>及び模様編みの組織を有するもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
	020	<u>- - - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
<u>6110.19</u>		<u>- - その他のもの</u>								
	010	<u>- - - ししゅうしたもの、レースを使用したもの</u>								
		<u>及び模様編みの組織を有するもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
	020	<u>- - - その他のもの</u>	<u>NO</u>	<u>KG</u>						
		（ 省 略 ）					（ 省 略 ）			

2002 年 輸入統計品目表改正

新（ 2 0 0 2 年 ）					旧（ 2 0 0 1 年 ）					備 考
統計品目番号		品 名	単 位		統計品目番号		品 名	単 位		
62.11		トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類			62.11		トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類			6211.11-020 を削除
6211.11		- 水着			6211.11		- 水着			
	010	- - 男子用のもの				010	- - 男子用のもの			
		- - - 綿製のもの	NO	KG			- - - 綿製のもの	NO	KG	6211.11-020 を削除
		(削 除)				020	- - - 人造繊維製のもの	NO	KG	
	090	- - - その他のもの	NO	KG		090	- - - その他のもの	NO	KG	
		(省 略)					(省 略)			
63.01		毛布及びひざ掛け			63.01		毛布及びひざ掛け			6301.30-090 を-091,099に分割
		(省 略)					(省 略)			
6301.30		- ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）			6301.30		- ひざ掛け及び毛布（電気毛布を除く。）（綿製のものに限る。）			
	010	- - 毛布（起毛したものに限る。）	NO	KG		010	- - 毛布（起毛したものに限る。）	NO	KG	
	091	- - テリータオル地その他のテリー織物のもの	NO	KG		090	- - その他のもの	NO	KG	
	099	- - その他のもの	NO	KG						

2002 年 輸入統計品目表改正

新（2002年）				旧（2001年）				備 考
統計品目番号	品 名	単 位		統計品目番号	品 名	単 位		
第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品				第64類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品				革に係る品目表の再構成に伴う改正
注 1～2（省 略） 3 この類においては、次に定めるところによる。 （a） ゴム又はプラスチックには、織物その他の紡織用繊維製品であつて、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するものを含む。この場合において、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。 （b） 「革」とは、 <u>第41.07 項及び第41.12 項から第41.14 項までの物品</u> をいう。 4（省 略）				注 1～2（省 略） 3 この類においては、次に定めるところによる。 （a） ゴム又はプラスチックには、織物その他の紡織用繊維製品であつて、肉眼により判別できる程度のゴム又はプラスチックの外面層を有するものを含む。この場合において、ゴム又はプラスチックの外面層を有する結果生ずる色彩の変化を考慮しない。 （b） 「革」とは、 <u>第41.04 項から第41.09 項までの物品</u> をいう。 4（省 略）				